

平成29年度第9回五島市農業委員会総会会議議事録

1. 開催日時 平成29年11月27日(月) 午後1時30分から午後3時40分

2. 開催場所 五島市役所3階大会議室

3. 出席農業委員(17名)

1番 南 忠明	2番 出口 幸博	3番 山崎 早苗	4番 平田 光昭
5番 荒木 富男	6番 今里 誠一	7番 中村 耕二	10番 山下 富雄
11番 谷川 基晴	12番 奈留 敏弘	13番 角田 隆章	14番 上村 孝幸
15番 岩田 弘孝	16番 尾崎 初雄	17番 林 賢市	18番 寺坂 誠一
19番 山田 勝久			

4. 欠席委員(2名) 8番 山本 実雄 9番 古里 善秀

5. 議事録署名人

3番 山崎 早苗 13番 角田 隆章

6. 日 程

議案第43号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第44号	農地法第4条・5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見について
議案第45号	五島農業振興地域整備計画変更(農用地区域の編入・除外)に係る意見について
議案第46号	農地法第4条・5条の規定による許可申請に係る意見について
議案第47号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第48号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第の規定に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について
議案第49号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について

7. 報告・協議事項

新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について
会議等報告・予定について

農地所有適格法人要件確認について
非農地証明書交付願について
その他

□事務局長

平成 29 年度第 9 回五島市農業委員会総会の開催に当たりまして、8 番山本実雄委員、9 番古里善秀委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。出席委員は 19 名中 17 名で、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定する出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、平成 29 年度第 9 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、議案第 43 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし農業委員会の許可を受ける必要があります。権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。また、本日の案件にあります、一般法人等が使用貸借、賃貸借等の設定する場合の許可要件ですが、第 3 項の規定により、取得後の農地が適正に利用されていないと認められるとき、解除する旨の条件が書面による契約において付されていること、また他の農業者との適切な役割分担のもとに継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、さらにその法人の業務を執行する役員又は使用人のうち 1 人以上が耕作等に常時従事すると認められることによって判断いたします。以上です。

○議長

それでは、議案第 43 号の 1 番を審議いたします。本案については、〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

3 ページをご覧ください。議案第 43 号 1 番、土地の所在地、〇〇町、田、外田 2 筆、畑 1 筆、4 筆合計 4,201 ㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、無職。譲受理由、当該地を譲り受けて規模拡大を図る。譲渡理由、高齢により耕作できないので譲り渡す。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、11 月 16 日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 43 号の 1 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、1 番は許可されました。〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第 43 号の 2 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2 番、土地の所在地、〇〇町、畑 1 筆 608 ㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業兼建設業。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、無職。譲受理由、自宅の近隣に位置し耕作に便利な当該地を譲り受けて規模拡大を図る。譲渡理由、高齢により耕作できないので譲り渡す。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、11 月 17 日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

○山下委員

〇〇さんは規模拡大を図ることなんですが、農業はしていないと思うんですがどうでしょうか。

□事務局

この農地については、自宅前に隣接していて、椿を植栽することで聞いております。

○議長

他にありませんか。では、採決いたします。議案第 43 号の 2 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、2 番は許可されました。

次に、議案第 43 号の 3 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

3 番、土地の所在地、〇〇町、畑、外畑 1 筆、2 筆合計 5,880 m²。借受人、東京都、〇〇〇〇、農業兼福祉サービス業。貸出人、〇〇町、〇〇〇〇、無職。借受理由、当該地を借り受けて農業経営を開始する。貸出理由、高齢により耕作できなくなったため当該地を貸し出す。契約内容、5 年間の賃貸借で、解除条件付き。なお、この案件につきましては一般法人による農地の貸借となることから、農地法第 3 条第 3 項の各号を満たしての貸借となります。

その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、11 月 15 日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては農地法第 3 条第 2 項の第 2 号と第 4 号を除く各号に該当しないため、さらに第 3 条第 3 項の各号を満たしているため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

〇〇〇委員

申請につきましては、反対ではないんですけど、新聞なんか載っている障害者を雇用しての農業体験の会社ですか。これは五島市とか長崎県からの補助事業なんですか。農業委員会からは離れませんが。

○議長

補助は受けていないそうです。

〇〇〇委員

この間ヒアリングをしたんですけど、十分やっていると。ハウスで水耕栽培をして、ホウレンソウとかレタスを作って出荷するということです。

〇〇〇委員

福祉施設を作って入所者と一緒に農業をするということですか。

〇〇〇委員

指導者を12名と、あと40名は身障者の方を雇用するという事です。

○議長

身障者を雇用して農業をやると。常駐の役員もおくと聞いております。

他にございませんか。では、採決いたします。議案第43号の3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、3番は許可されました。

次に、議案第43号の4番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

4番、土地の所在地、〇〇町、畑、外畑4筆、5筆合計11,916㎡。借受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。貸出人、〇〇町、〇〇〇〇、無職。借受理由、当該地を借り受けて農業経営を開始する。貸出理由、当該地を貸し出して新規就農を支援する。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、11月16日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また申請内容につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第43号の4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、4番は許可されました。

次に、議案第43号の5番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

5番、土地の所在地、〇〇町、田1筆353㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲渡人、長崎市、〇〇〇〇、公務員。譲受理由、自宅の近隣に位置し耕作に便利な当該地を譲り受けて野菜を作付する。譲渡理由、市外に居住しており耕作管理できないので譲り渡す。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、11月16日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意

見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第43号の5番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、5番は許可されました。

次に、議案第43号の6番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

6番、土地の所在地、〇〇町、畑、外田1筆、2筆合計7,271㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、介護施設経営兼農業。譲渡人、諫早市、〇〇〇〇、無職。譲受理由、当該地を譲り受けて規模拡大を図る。譲渡理由、市外に居住しており耕作管理できないので譲り渡す。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、11月16日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第43号の6番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、6番は許可されました。

次に、議案第44号農地法第4条・第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見について1番を議題といたします。なお、本案と議案45号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見について1番については関連がありますので一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、7から8ページをご覧ください。議案第44号の1番をご説明いたします。

本案は、平成29年9月14日付けで放送設備用地として農地法第5条の転用許可を得た案件ではありますが、送信所建築に際して建築基準法の規定により現況では当該施設建築が

施工できず、また、受信アンテナ建設についても、当該施設の部品の落下等の危険が想定され、維持管理の観点からも建設面積の拡幅が必要となったために、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請であります。

当初、所在、〇〇町、畑 17 m²、〇〇町、畑 109 m²、〇〇町、畑 109 m²、〇〇町、畑 25 m²、合計 260 m²、第2種農地。借人、〇〇〇〇。貸人、〇〇〇〇。転用目的、放送設備用地。計画変更、所在、〇〇町、畑 22 m²、〇〇町、畑 34 m²、〇〇町、畑 35 m²、合計 91 m²、第2種農地。借人、〇〇〇〇。貸人、〇〇〇〇。転用目的、放送設備用地。

付近状況図、配置図につきましては、議案第45号の1番でご説明いたします。9ページをご覧ください。議案第45号の1番をご説明いたします。

所在、〇〇町、畑 22 m²、〇〇町、畑 34 m²、〇〇町、畑 35 m²、合計 91 m²、第2種農地。借人、〇〇〇〇。貸人、〇〇〇〇。転用目的、放送設備用地。

申請地は、〇〇から北へ約 300mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、受信アンテナ設置部と送信所は、地盤が強固に固められ、また、伝送路部分は、ケーブルを埋設し、現状と同様に埋め戻すため土砂等の流出の恐れはありません。隣接する土地には耕作している農地は無く高さ約 20mの鉄塔の受信アンテナによる通風・日照等に影響を及ぼす恐れはないと思われれます。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水については発生いたしません。本案は、農地の広がり、概ね 10ha 未満の農地で市街地化が見込まれる区域内にある農地で第2種農地となっております。以上です。

○議長

次に、議案第44号の1番と議案第45号1番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第44号の1番と議案第45号1番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました議案第44号農地法第4条・第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見の1番、並びに議案第45号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見の1番について、当協議会は去る11月16日、現地調査を行いましたのでその結果をご報告いたします。

始めに、議案第44号の1番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、放送設備用地。計画変更、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、放送設備用地。

次に、議案第45号の1番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、放送設備用地。

以上2件について、議案第44号の1番は、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請はやむを得ないと認められる。議案第45号の1番の申請地は、概ね 10ヘクター

ル未滿の規模の農地で市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地である。以上、申請地は、周辺の農地等に影響は無く、放送設備用地としての計画変更承認申請及び転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第5条の農地転用許可基準により承認相当及び許可相当とすべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。議案第44号の1番に対する地区協議会会長報告は、承認相当、議案第45号の1番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、承認相当及び許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第44号の1番は承認相当、議案第45号の1番は許可相当と決しました。

次に、議案第45号の2番を審議いたします。本案については、○○委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—○○委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

10ページをご覧ください。議案第45号の2番をご説明いたします。本案は11月17日に全地区協議会が開催されております。

所在、○○町、畑1,685㎡。○○町、畑439㎡、合計2,124㎡、第2種農地。譲受人、○○町、○○○○。譲渡人、○○町、○○○○。転用目的、住宅・駐車場・道路・アトリエ・庭園用地。申請地は、○○から南へ約90mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、土砂等の流出を防ぐために隣接農地付近を高くしますので被害発生の恐れはないと思われれます。また、隣接農地への通路の確保及び農地側へ建物等の構築物を設置しないことにより通風・日照・耕作等に影響を及ぼす恐れはないと思われれます。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水については合併浄化槽で処理し、道路側溝に排出する計画となっております。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対

象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上です。

○議長

次に、議案第45号の2番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第45号の2番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第45号の2番について、当協議会は去る11月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第45号の2番、所在、〇〇町。転用者〇〇〇〇。転用目的、住宅・駐車場・道路・アトリエ・庭園用地。本案について、2番の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第2種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅・駐車場・道路・アトリエ・庭園用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終ります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第45号の2番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第45号の2番は許可相当と決しました。〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第45号の3番から7番を審議いたします。事務局の説明を求めます

□事務局

11ページをご覧ください。議案第45号の3番をご説明いたします。

所在、〇〇町、畑409㎡、第1種農地。申請人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、道路用

地。申請地は、〇〇から南へ約 100mに位置し農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、当該申請地は、コンクリート舗装しますので土砂等の流失の恐れは無いと思われます。また、転用目的が道路の新設ですので、日照、通風等に影響はなく、営農に支障は及びません。また、雨水排水は自然流下及び水路放流し、汚水・生活雑排水については、発生いたしません。本案は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅、道路等は例外的に許可することができるとなっております。

次に、12 ページと 13 ページをご覧ください。議案第 45 号の 4 番及び 5 番をご説明いたします。

議案第 45 号の 4 番、所在、〇〇町、畑 591 m²、第 1 種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

議案第 45 号の 5 番、所在、〇〇町、畑 479 m²、第 1 種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

4 番及び 5 番の申請地は、〇〇から南へ約 100mに位置し農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、申請地周囲は、堅固に土留めした法面の一部を除き石垣により既に保護され崩壊の恐れは無く、事業敷地内は外構工事を施工しますので土砂等の流失の恐れはありません。隣接農地と十分な距離を確保いたしますので、日照、通風等に影響はなく、営農に支障は及びません。また、雨水排水は自然流下及び水路放流し、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。本案は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができるとなっております。

次に、14 ページをご覧ください。議案第 45 号の 6 番をご説明いたします。

所在、〇〇町、畑 240 m²、農用地区域内の農地。申請人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、農業用施設用地。本案は、農業用施設、堆肥舎で、地域の農業振興や個人の農業経営上必要不可欠なものに該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく簡易手続き相当の違反案件の基準に該当するため、追認許可相当と判断されます。申請地は、〇〇から北東へ約 250mに位置し農業振興地域内の農用地区域内で都市計画区域内にあります。当該地は、農業用施設用地として軽微な用途変更がされております。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、周辺の農地との間に緩衝地を設けることにより土砂等の流失の恐れは無く、建物の高さを 4.8 m程度と加減することにより日照、通風等に影響はなく、営農に支障は及びません。また、雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水については、発生いたしません。

最後に、15 ページをご覧ください。議案第 45 号の 7 番をご説明いたします。

所在、〇〇町、田 400 m²、第 1 種農地。譲受人、神奈川県、〇〇〇〇。譲渡人、長崎市、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。申請地は、〇〇から南へ約 60m に位置し農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、最高 30cm 最低 30cm の盛土工事をし、申請地の造成を行います。盛土部分と農地部分には擁壁やブロック塀を施工し土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、近隣農地との距離を十分に確保することにより通風・日照等に影響はないと思われ、隣接農地の営農に支障は及びません。また、雨水排水は自然流下と水路放流とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し河川に放流する計画となっております。本案は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができるとなっております。以上です

○議長

次に、議案第 45 号の 3 番から 7 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 45 号の 3 番から 5 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました議案第 45 号の 3 番から 5 番について、当協議会は去る 11 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始めに、議案第 45 号の 3 番、所在、〇〇町、転用者、〇〇〇〇。転用目的、道路用地。次に、議案第 45 号の 4 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。最後に、議案第 45 号の 5 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。本案について、3 番から 5 番の申請地は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地で、集落に接続する農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅・道路用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 4・第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 45 号の 6 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 45 号の 6 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました議案第 45 号の 6 番について、当協議会は去る 11 月 15 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 45 号の 6 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、農業用施設用地。本案について、申請地は、農用地区域内の農地で、農用地利用計画に定められた農業用施設用地である。周辺の農地等に影響は無く、農業用施設用地、堆肥舎としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 4 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長代理の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 45 号の 7 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 45 号の 7 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 45 号の 7 番について、当協議会は去る 11 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 45 号の 7 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。本案について、申請地は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地で、集落に接続する農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。議案第 45 号の 3 番から 7 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 45 号の 3 番外 4 件は許可相当と決しました。

次に、議案第 46 号五島農業振興地域整備計画変更、農用地域の編入・除外に係る意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

9 ページをお開き下さい。議案説明の前に、五島市農業振興地域整備計画変更、農用地域の編入、除外に関する関係条文を要約してご説明いたします。

(関係条文説明)

○議長

それでは、議案第 46 号の 1 番を審議いたします。本案については、○○委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—○○委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

17 ページをお開き下さい。議案第 46 号 1 番、申出人、賃貸人、○○町、○○○○。賃借人、○○町、○○○○。土地の所在地、○○町、畑 1 筆 2,979 m²。除外の目的、太陽光発電設備建設用地。施設の概要、太陽光パネル 194 枚設置。除外の理由、賃借人は市内で太陽光・風力等自然エネルギー発電事業並びに施設の管理業務を行っている。今回事業を拡大するため、当該申請地を賃借して太陽光発電設備建設用地として利用する計画となっております。なお、申請地は○○から、西へ約 100m 付近に位置しています。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地。被害防除計画について、土地の造成等はなく現状のまま利用する。周辺は原野に囲まれており、作物や家畜への被害の発生の恐れはない。また、隣接地の日照、通風、耕作等に及ぼす影響についてはソーラーパネルを高さ約 1.5m とするので近傍農地の耕作に著しい影響を及ぼすことはない。さらに雨水排水については自然流下とする計画となっております。以上です。

○議長

次に、議案第 46 号の 1 番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

○○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第 46 号五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の 1 番について、当協議会は去る 11 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 46 号の 1 番、申出人、賃貸人、○○○○。賃借人、○○○○。地の所在、○○町。除外の目的、太陽光発電設備建設用地。本案については、農地法第 5 条の農地転用許可基準から判断して転用許可相当と認められるので、当該計画変更は、やむを得ないとの意見

にすべきものと決しました。

○議長

○○地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第 46 号の 1 番に対する地区協議会会長報告は、除外のための計画変更については、やむを得ないとの意見であります。地区協議会会長報告のとおり、除外のための計画変更についてはやむを得ないとすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 46 号の 1 番、除外のための計画変更については、やむを得ないとの意見に決しました。○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

—○○委員：出席—

○議長

次に、議案第 46 号の 2 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

18 ページをお開き下さい。議案第 46 号 2 番、申出人、譲渡人、○○町、○○○○。譲受人、○○町、○○○○。土地の所在地、○○町、畑、面積 2,513 m²のうち 1,212 m²。除外の目的、太陽光発電設備建設用地。施設の概要、太陽光パネル 360 枚設置。除外の理由、譲渡人は高齢であり、今後も農地として利用していく計画がない。譲受人は○○地区において風力発電設備を保持し売電を開始している。今回事業を拡大するため、太陽光発電設備建設用地として利用する計画となっております。なお、申請地は○○から南へ約 300m 付近に位置しております。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地。被害防除計画について、土地の造成等はなく現状のまま利用し、申請地内は砂利敷きとするため土砂等の流失や崩壊による被害の恐れはない。また、隣接地の日照、通風、耕作等に及ぼす影響についてはソーラーパネルを高さ約 1.5m とするので近傍農地の耕作に著しい影響を及ぼすことはない。さらに雨水排水については自然流下とする計画となっております。以上です。

○議長

次に、議案第 46 号の 2 番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

○○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第 46 号五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の 2

番について、当協議会は去る11月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第46号の2番、申出人、譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇町。除外の目的、太陽光発電設備建設用地。本案については、農地法第5条の農地転用許可基準から判断して転用許可相当と認められるので、当該計画変更は、やむを得ないとの意見にすべきものと決しました。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第46号の2番に対する地区協議会会長報告は、除外のための計画変更については、やむを得ないとの意見であります。地区協議会会長報告のとおり、除外のための計画変更についてはやむを得ないとすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第46号の2番、除外のための計画変更については、やむを得ないとの意見に決しました。

次に、議案第46号の3番から5番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

19ページをご覧ください。議案第46号3番、申出人、譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。土地の所在地、〇〇町、畑 面積3,523㎡のうち1,494㎡。除外の目的、車両整備工場及び駐車スペース用地。施設の概要、整備工場1棟。除外の理由、譲渡人は市街に居住しており、今後も農地として利用していく計画がない。譲受人は現在経営している自動車整備事業を拡大するにあたり、現在の工場敷地と隣接する申請地に車両整備工場及び駐車スペースとして利用する計画となっております。なお、申請地は〇〇から北へ約1km付近に位置しております。農地区分は既存の施設の拡張による例外規定に該当する第1種農地。被害防除計画について、土地の造成については盛土を行うが、土羽勾配を45度以下にして土砂の崩壊・流失を防ぐ措置を行う。また、隣接地の日照、通風、耕作等に及ぼす影響については建物の高さを制限し、また隣接地から2m以上離して設置することで、近傍農地の耕作に著しい影響を及ぼすことはない。さらに雨水排水については自然流下とする計画となっております。

次に20ページをお開き下さい。議案第46号4番、申出人、譲渡人、大村市、〇〇〇〇。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。土地の所在地、〇〇町、畑、面積613㎡のうち304㎡。〇〇町、畑、面積1,641㎡のうち872㎡、2筆合計1,176㎡。除外の目的、太陽光発電設備建

設用地。施設の概要、太陽光パネル 360 枚設置。除外の理由、譲渡人は市外に居住しており、今後も農地として利用していく計画がない。譲受人は水産業を営んでいるが将来的に不安な要素もあり太陽光発電所を保持し、既に売電を開始している。今回、企業の規模拡大のため、太陽光発電設備用地として利用する計画となっております。なお、申請地は〇〇から南へ約 200m 付近に位置しております。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地。被害防除計画について、土地の造成等はなく現状のまま利用し、申請地内は砂利敷きとするため土砂等の流失や崩壊による被害の恐れはない。また、隣接地の日照、通風、耕作等に及ぼす影響についてはソーラーパネルを高さ約 1.5m とするので近傍農地の耕作に著しい影響を及ぼすことはない。さらに雨水排水については自然流下とする計画となっております。

次に 21 ページをご覧ください。議案第 46 号 5 番、申出人、譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。譲受人、長崎市、〇〇〇〇。土地の所在地、〇〇町、畑 1 筆 1,106 m²。除外の目的、太陽光発電設備建設用地。施設の概要、太陽光パネル 280 枚設置。除外の理由、譲渡人は、病気のため今後も農地として利用していく計画がない。譲受人は東北や関東地方で太陽光・風力発電設備を設置し、既に発電事業を行っている。今回事業を拡大するため、太陽光発電設備建設用地として利用する計画となっております。なお、申請地は〇〇から南東へ約 300m 付近に位置しております。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地。被害防除計画について、土地の造成等はなく現状のまま利用し、申請地内は砂利敷きとするため土砂等の流失や崩壊による被害の恐れはない。また、隣接地の日照、通風、耕作等に及ぼす影響についてはソーラーパネルを高さ約 1.5m とするので近傍農地の耕作に著しい影響を及ぼすことはない。さらに雨水排水については自然流下とする計画となっております。以上です。

〇議長

次に、議案第 46 号の 3 番から 5 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 46 号の 3 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第 46 号五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の 3 番について、当協議会は去る 11 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。議案第 46 号の 3 番、申出人、譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇町。除外の目的、車両整備工場及び駐車スペース用地。本案については、農地法第 5 条の農地転用許可基準から判断して転用許可相当と認められるので、当該計画変更は、やむを得ないとの意見にすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

○○地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 46 号の 4 番と 5 番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

○○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第 46 号五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の 4 番と 5 番について、当協議会は去る 11 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。始めに議案第 46 号の 4 番、申出人、譲渡人、○○○○。譲受人、○○○○。土地の所在、○○町。除外の目的、太陽光発電設備建設用地。

次に議案第 46 号の 5 番、申出人、譲渡人、○○○○。譲受人、○○○○。土地の所在、○○町。除外の目的、太陽光発電設備建設用地。

以上 2 件については、農地法第 5 条の農地転用許可基準から判断して転用許可相当と認められるので、当該計画変更は、やむを得ないとの意見にすべきものと決しました。以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長

○○地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

○○○委員

どれくらいで譲渡されているんですか。

□事務局

現在、農業振興整備計画変更の段階では、金額は教えていただけませんでした。後日転用申請の時あがってくると思います。

○議長

いいですか。質疑を終わります。採決は一括して行います。議案第 46 号の 3 番から 5 番に対する地区協議会会長報告は、除外のための計画変更については、やむを得ないとの意見であります。地区協議会会長報告のとおり、除外のための計画変更についてはやむを得ないとすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 46 号の 3 番外 2 件について、除外のための計画変更については、やむを得ないとの意見に決しました。

これより 10 分間休憩いたします。

14 時 50 分～15 時 00 分：休憩

○議長

再開します。議案第 47 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案の説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約して説明いたします。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため地域の認定農業者や担い手に対し農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。24 ページをご覧ください。本日もご審議いただく農用地利用集積計画につきましては、利用権設定が田 84 筆、畑 79 筆の計 163 筆で、面積が 241, 160. 75 ㎡。所有権移転につきましては、畑 18 筆で面積が 19, 225 ㎡となっております。

それでは、議案についてご説明いたします。25 ページをご覧ください。なお、1 番各号につきましては、農地中間管理事業によるものです。

(議案第 47 号利用権設定の 1 番から 13 番、所有権移転の 14 番と 16 番を朗読)

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (1) の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 47 号利用権設定の 1 番 1 から 13 番、所有権移転の 14 番から 16 番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 47 号利用権設定の 1 番 1 外 72 件、所有権移転の 14 番外 2 件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました、議案第 47 号 1 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。それでは、議案についてご説明いたします。

(議案第 48 号農地利用配分計画の 1 番から 6 番を朗読)

以上の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 48 号農用地利用配分計画に対する意見について 1 番から 6 番については適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 48 号農用地利用配分計画に対する意見についての 1 番外 5 件については、適当であるとの意見に決しました。

次に、議案第 49 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

47 ページ、48 ページをご覧ください。今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しておりますが、今回非農地と判断されたものは、田 1 筆、畑 17 筆で、合計面積は 23,990 m²となっております。4 月からの累計は、田 24 筆、畑 180 筆、樹園地 3 筆で合計面積は 209,068 m²となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 49 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決いたしました。

議題は、以上で終了いたしました。続きまして、報告・協議事項に移ります。はじめに「新ながさき農業バックアップ大作戦」の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定他について

1. 新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 農地所有適格法人要件確認について
4. 非農地証明書交付願について

5. その他

○議長

本日の日程は、全て終了いたしました。これをもちまして、平成 29 年度第 9 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。